

2025 固定的性別役割分担意識解消事業 企業向け出張セミナー開催要領

1 目的

岩手県に本社または主たる事業所を置く企業、法人及び団体（以下「企業等」という。）を対象に、職場や地域に存在する固定的な性別役割分担の意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）に関するセミナーを開催し、自分自身が持つバイアスへの気づきや見直しの必要性への理解を促進することを目的とする。

2 主催

岩手県男女共同参画センター、公募による県内企業等 10 社

3 公募期間及び開催時期

- (1) 公募期間 令和 7 年 5 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日
(予定企業数に達した時点で、公募を終了します。)
- (2) 開催時期 令和 7 年 6 月から令和 8 年 2 月（申込企業等と調整の上、決定）

4 受講対象

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、女性活躍、男性育休取得の促進に関心のある企業等 10 社（受講人数が 1 社につき 20 名以上見込まれること）

5 セミナーの内容

- (1) 第一部 講演（講師：岩手県男女共同参画センター）40～60 分程度を想定
(テーマ) アンコンシャス・バイアスとは何か
アンコンシャス・バイアスが企業等に与える影響と解消方法
今なぜ男性の家事育児参画が必要なのか
ワーク・ライフ・バランスの重要性
- (2) 第二部 家事スキルの習得体験（講師は別途調整）30～40 分程度を想定

6 企業等の受講申込要件

次の(1)から(5)までの要件をすべて満たすこと。

- (1) 県内に本社または主たる事業所を置く企業等であること。
- (2) 自社内で会場を準備できる。または、自社負担で会場を準備できること。
- (3) セミナー終了後、10 分程度のアンケート回答に協力できること。
- (4) 男女共同参画センターや県のホームページへの記事掲載に協力できること。
- (5) 次のア～オに該当していないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）

ウ 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

エ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している。

オ 労働関係法令等に違反する重大な事実がないこと。

7 受講料

無料

8 受講対象者の申込方法及び締切

- (1) 専用フォームへの入力 URL : <https://forms.gle/cdJVuJXphFKZ5fWi9>
- (2) 申込締切 令和 7 年 10 月 31 日（金）

9 問い合わせ先

岩手県男女共同参画センター

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通 1-7-1 いわて県民情報交流センター（アイーナ）6 階

電話：(019) 606-1761 FAX：(019) 606-1765

URL : <https://www.aiina.jp/site/danjo/> メール : danjo@aiina.jp